

名古屋市中区役所における 壁面広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札・郵送入札方式)

入 札 案 内 書

名 古 屋 市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目次

◇ あらまし	1
◇ 入札説明書	3
第1 掲出場所等	3
第2 参加者の資格	3
第3 広告の掲出条件	4
第4 入札書の提出	6
第5 入札金額	7
第6 入札書	7
第7 開札	8
第8 競争入札参加資格確認申請	8
第9 契約の締結	9
第10 広告掲出料の納付	10
第11 契約保証金	10
第12 問合せ先	10
◇ 名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業に関する契約書（案）	11
◇ 名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業仕様書	19
◇ 名古屋市広告掲載要綱	27
◇ 名古屋市広告掲載基準	29
◇ 中区広告掲載要綱	31
◇ 様式・記載例等	38

あ ら ま し

名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業は、中区役所庁舎内の壁面等を利用して、民間企業等の広告（以下、「壁面広告」という。）を掲出していただくものです。

当事業では、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方に壁面広告を掲出していただきます。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規制や現地を必ず確認されたうえで、お申し込み下さい。

広告掲出までの流れ

入札案内書 (この案内書)配布	令和6年11月19日(火)～令和6年12月4日(水) 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。 <ウェブサイトのアドレス> https://www.city.nagoya.jp/naka/page/0000180326.html
--------------------	--



入札書の提出	令和6年12月4日(水)まで 郵送（書留または簡易書留）による提出に限ります（期間内必着）。 （※代理人が入札する場合は、委任状が必要です。） 郵送先：〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目1番8号 名古屋市中区役所企画経理課 あて
--------	---



開札及び 落札候補者の決定	令和6年12月5日(木) 午前9時 中区役所6階 大会議室(1) 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最も高い価格で入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。
------------------	---



競争入札参加資格 確認申請書の提出	令和6年12月5日(木)から令和6年12月9日(月)まで 落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。 期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
----------------------	---





入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 掲出場所等

- 1 広告を掲出する施設の名称及び所在地
名 称 名古屋市中区役所
所在地 名古屋市中区栄四丁目1番8号
- 2 掲出場所等

掲出場所	サイズ
2階エスカレーター転落防止柵 (ガラス)	横 3,200mm×縦 1,000mm×奥行 30mm 以内
2階エレベーターホール①	横 1,200mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
2階エレベーターホール②	横 1,000mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
2階エレベーターホール③	横 2,900mm×縦 1,000mm×奥行 30mm 以内
4階エレベーターホール①	横 1,200mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
4階エレベーターホール②	横 1,000mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
4階エレベーターホール③	横 900mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内

※詳細は仕様書を参照してください。

※全ての掲出場所を使用する必要はありません。使用する掲出場所及び掲出面積については、落札後、契約締結時に確定していただきます。

※現地説明は行いません。掲出する広告が、来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に申込者ご自身で現地確認をしてください。

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）（37 頁参照）及び名古屋市が行う公有財産の売り払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
※なお、落札候補者の方（個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員）について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所及び役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。また、契約締結後、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部より排除要請があった場合は、原則として契約を解除します。
- 8 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- 9 広告掲出に係る業務について、過去 5 年以内に官公庁への履行実績があると認められる者であること。
- 10 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

第 3 広告の掲出条件

1 掲出期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。）

※公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、3 年を限度（最大令和 11 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。ただし、目的外使用許可の更新がなされないときは、使用許可期間の満了の日をもってこの契約は効力を失うものとします。

※掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 11 月末日までに中区役所企画経理課に申し出てください。

2 広告料及び目的外使用料（以下、「広告掲出料」という。）

掲出期間中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

※広告掲出料のうち、広告料について

入札により決定した金額になります。

※広告掲出料のうち、目的外使用料について

掲出事業者は、使用する掲出場所について広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料を納付してください。

なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。

<目的外使用料の算定>

目的外使用料は、月額 900 円／㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額 900 円／㎡）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

※掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

3 広告の仕様

仕様書のとおりです。

4 事業計画書の提出

契約締結後速やかに、広告の仕様、目的外使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項を記載した事業計画書（様式は任意）を提出してください。

5 広告主及び広告内容

中区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位のあるデザインとしてください。具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、中区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（中区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する又は広告を付け替える場合を含む。）の 3 週間前までに掲出広告の原案を中区役所企画経理課へ提出してください。

6 利用上の制限

掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、広告掲出料を期限までに確実に納付すること。
- (2) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (4) 広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、中区役所の指示に従うこと。

なお、広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に中区役所と協議を行うこと。

7 維持管理

広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- (2) 広告を掲出するにあたっては、貼付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、掲出事業

者の責任において対応すること。

8 原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了となった場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

9 必要経費

広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。

第4 入札書の提出

提出方法	書留又は簡易書留郵便により送付してください。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出期間	令和6年12月4日(水)まで ※上記期間後に到着した入札は無効となります。
必要書類等	(1) 入札書 ア この入札案内書に書式と記載例があります。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。詳しくは「第6 入札書」を参照ください。 イ 二重封筒（中封筒・外封筒）を用いて郵送してください。 ウ 中封筒には必要事項を記入した入札書を入れて封をし、その表側に入札者名、住所又は所在地、電話番号、入札件名、開札日を記載してください（記載例 39 頁）。 (2) 委任状（代理人によって入札しようとする方に限ります） 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店、営業所の長など）は、委任状の提出が必要です（記載例 42 頁）。 入札書を封入した中封筒及び委任状（代理人によって入札しようとする場合）を郵送用の外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側左下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)ウにある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。
提出先	〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目1番8号 名古屋市中区役所企画経理課 あて ※封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください（記載例 38 頁）。

第5 入札金額

入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を表示してください。入札金額には、目的外使用料（月額900円／㎡）を含めないでください。

第6 入札書

- 1 入札は所定の入札書を使用します（この入札案内書の41頁に書式があります）。名古屋市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルおよび温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (9) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (10) 競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下、「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
 - (11) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
 - (12) 入札談合に関する情報があつた場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
 - (13) 明らかに談合によると認められる入札
 - (14) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札

- (15) 提出期間及び提出先に到達しなかった入札
- (16) 二重封筒により郵送されなかった入札
- (17) 中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名及び開札日の記載がない入札
- (18) 提出期間内に必要書類がそろわなかった入札
- (19) その他入札の条件に違反した入札

7 入札保証金は、免除とします。

第7 開札

開 札 日 時	令和6年12月5日(木) 午前9時
開 札 会 場	中区役所6階 大会議室(1)
注 意 事 項	1 入札参加者の入場は自由ですが、入札参加者及びその代理人以外の方は入場できません。入場希望者は社員証や名刺など身分を証明できるものを、代理人の方は委任状の写しをご持参ください。 2 開札の結果、入札者のうち最低価格以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と合わせて発表します。 3 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。(「第2 参加者の資格」を参照)
- 3 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受 付 期 間	令和6年12月5日(木)から令和6年12月9日(月)まで 午前8時45分から午後5時15分まで
提 出 先	名古屋市中区栄四丁目1番8号 名古屋市中区役所企画経理課
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書 1通 (44頁参照)

	(2) <個人の場合>住民票の写し 1 通 <法人の場合>法人登記簿謄本 1 通 どちらも発行後 3 か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のものの。 (3) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1 通 (46 頁参照) (4) 履行実績調書 1 通 (47 頁参照) (5) 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1 通 (48 頁参照) (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形 3 号(12cm×23.5cm)封筒
注 意 事 項	(1) 書類の提出方法は、持参に限ります。 (2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申請は無効となりますので、早めにご提出ください。 (3) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (4) 受付期間終了後は、(3)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。

- 4 申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。
- 5 入札結果については、入札者数、落札者名及び落札金額等を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。
- 6 落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。
- 7 6 の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内(休日を含まない。)に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。
- 8 7 に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。
- 9 提出された申請書等は返却しません。
- 10 申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とします。

第9 契約の締結

- 1 落札決定後、競争入札参加資格確認通知書、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 落札者は、1 の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければなりません。
- 3 契約は、落札者名義で行います。
- 4 名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業契約書(案)は、11 頁を参照してください。

- 5 契約書に収入印紙の貼付が必要な場合は、落札者の負担とします。

第 10 広告掲出料の納付

広告掲出料は、契約書に定める期限までに名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第 11 契約保証金

- 1 契約の締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、6 か月分の広告料とします。
- 3 契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認の上、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前 10 日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振り出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店で確認してください。
- 6 名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合があります。

第 12 問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

- 1 令和 6 年 11 月 26 日(火)までに提出してください。
- 2 下記のあて先へ電子メール又はファクスで質問書を送付してください（様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。）

名古屋市中区役所企画経理課

電話番号：052-265-2309

ファクス番号：052-261-0535

電子メールアドレス：a2652307@naka.city.nagoya.lg.jp

- 3 すべての質問に対する回答をまとめた回答書を、令和 6 年 11 月 29 日(金)までに名古屋市公式ウェブサイト上に公開します。

名古屋市中区役所における壁面等広告掲出事業に関する契約書（案）

名古屋市（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●（以下「受注者」という。）とは、名古屋市中区役所における壁面等広告の掲出に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 発注者は、中区役所庁舎の一部を提供し、受注者に広告を掲出させるものとし、受注者はこれに対して発注者に広告料を支払うものとする。

2 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（掲出場所及び仕様）

第2条 掲出場所及び仕様については、別添「名古屋市中区役所における壁面等広告掲出事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（事業計画の策定及び協議）

第3条 受注者は、契約締結後速やかに、広告の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項について発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず発注者と協議しその承認を得るものとする。

（使用の許可、期間、使用料）

第4条 受注者は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2 使用許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 受注者は、前項に定める使用許可期間について、令和8年4月1日より3年を限度（最大令和11年3月31日まで）に、1年を単位として更新を申請することができる。この場合、使用許可を受けようとする年度の前年度の11月末日までに使用許可の更新を申請しなければならない。

4 受注者は、第1項に定める使用許可を受けるにあたり、発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により、所定の使用料を発注者に納入するものとする。支払期日は次のとおりとする。

年度	期間	支払期日
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日

（前項の定めにより使用許可更新された場合の支払時期）

年度	期間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日

（契約期間及び更新）

第5条 本契約の契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

- 2 受注者は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和8年4月1日より3年を限度（最大令和11年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請することができる。この場合、契約を更新しようとする年度の前年度の11月末日までに発注者に文書により行わなければならない。
- 3 前条に定める使用許可が取り消されたときは、本契約は効力を失うものとする。

（広告料）

第6条 受注者は、第4条第4項に定める使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を発注者に支払うものとし、発注者の定める期日までに発注者の発行する納入通知書により、発注者に納入する。支払期日は次のとおりとする。

年度	期間	支払期日
令和7年度	令和7年4月～令和8年3月分	令和7年4月末日

（前条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	期間	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日

- 2 前項の広告料は、月額金■■■■■円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金■■■■■円）とする。
- 3 受注者が第1項に定める納付期限までに広告料を支払わないときは、受注者は納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合により算出した延滞金を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者が広告料及び延滞金を納入すべき場合において、納入された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。
- 5 受注者が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

（権利譲渡の禁止）

第7条 受注者は、発注の承認を得ないで、本契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

（契約の履行の一時中止）

第8条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責めに帰することができないものにより、受注者が契約を履行できないと認めるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により1月を超える期間において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合は、中区広告掲載要綱の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

（広告主及び広告内容の審査）

第9条 受注者は、広告主及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「中区広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

- 2 受注者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告のデータなど必要な資料を、広告掲出開始日の3週間前までに、発注者に提出するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、広告主及び広告内容について、中区役所の公共性、美観及び中区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正・変更)

第10条 発注者は、広告内容が中区役所に掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告内容の修正を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正にかかる費用は、受注者が負担する。
- 3 受注者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

第11条 受注者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者は保証するものとする。
- (3) 発注者に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

(広告掲出にあたっての留意事項)

第12条 受注者は、広告掲出にあたっては、中区役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないよう配慮しなければならない。

- 2 受注者は、広告の落下及び破損等により、中区役所利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、受注者はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。
- 4 広告掲出によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、天災等受注者の責に帰さない場合も含め、受注者の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 受注者は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。
- 6 受注者は、広告が毀損、汚損もしくは紛失等した場合は、受注者の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 7 発注者は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに受注者に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去又は一時削除)

第13条 発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 受注者が、第4条第1項に定める使用許可の許可条件、本契約に定める事項並びにその

他法令等に違反したとき。

- (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「中区広告掲載要綱」に違反したとき。
 - (3) 第9条1項の規定による広告内容等の修正を受注者が行わないとき又は第12条第3項に定める発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は受注者が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があつたにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に受注者がこれを行わないときは、発注者は、受注者の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は受注者が負担するものとする。この場合において、発注者はこれによって生じた受注者の損害の賠償を行わない。
 - 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、受注者に返還しない。
 - 6 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 第4条に定める使用許可を受注者が得られないとき又は取り消されたとき。
 - (2) 法令違反又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
 - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
 - (5) 受注者による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は受注者に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。
 - (6) 次条の規定によらないで、受注者が本契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が相当であると認めるとき。
- 2 発注者は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本契約を解除することができる。
 - 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付済広告料を違約金とし受注者に返還しない。
 - 4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。
 - 5 受注者は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により発注者に通告し、本契約を解除できる。

- (1) 発注者が正当な理由なく本契約に違反したとき。

(2) 本契約の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(原状回復義務)

第16条 許可期間が満了し、又は本契約が解除された場合には、受注者は自己の費用をもって広告を撤去し、広告掲出場所を原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 受注者は、前項の定めにより広告掲出場所を発注者に返還するときは、原状に回復した後、直ちに発注者の検査を受け、発注者の承認を受けなければならない。

3 本契約が終了したにもかかわらず、受注者が広告掲出場所を返還しない場合は、本契約終了の翌日から広告掲出場所の明渡し完了までの間、受注者は発注者に対して当該期間にかかる使用料及び広告料相当額の使用損害金を支払うほか、発注者に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本契約に定める事項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

2 受注者は、本契約を履行するにあたり、発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

3 受注者は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は発注者と受注者で協議して決める。

5 受注者は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

(著作権等の管理)

第18条 受注者は広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、発注者の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(談合その他の不正行為に係る特約条項等)

第21条 受注者は事業を実施するにあたり、別添「談合その他の不正行為に係る特約条項」及び「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第22条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約書に定めのない事項については、発

注者と受注者で協議して定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長職務代理者
 名古屋市副市長 中田英雄

受注者

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 事業者が本契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、事業者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(発注者の解除権)

第1条 名古屋市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業 仕様書

1 事業概要

「名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業」は、掲出事業者（以下、「受注者」という。）が名古屋市（以下、「発注者」という。）に、広告掲載料（広告料及び目的外使用料）の納入をした上で、中区役所内の壁面に広告の掲出を行うものである。

2 広告掲出事業を行う施設の名称及び掲出場所等

(1) 名 称 名古屋市中区役所（名古屋市中区栄四丁目1番8号）

(2) 掲出場所等

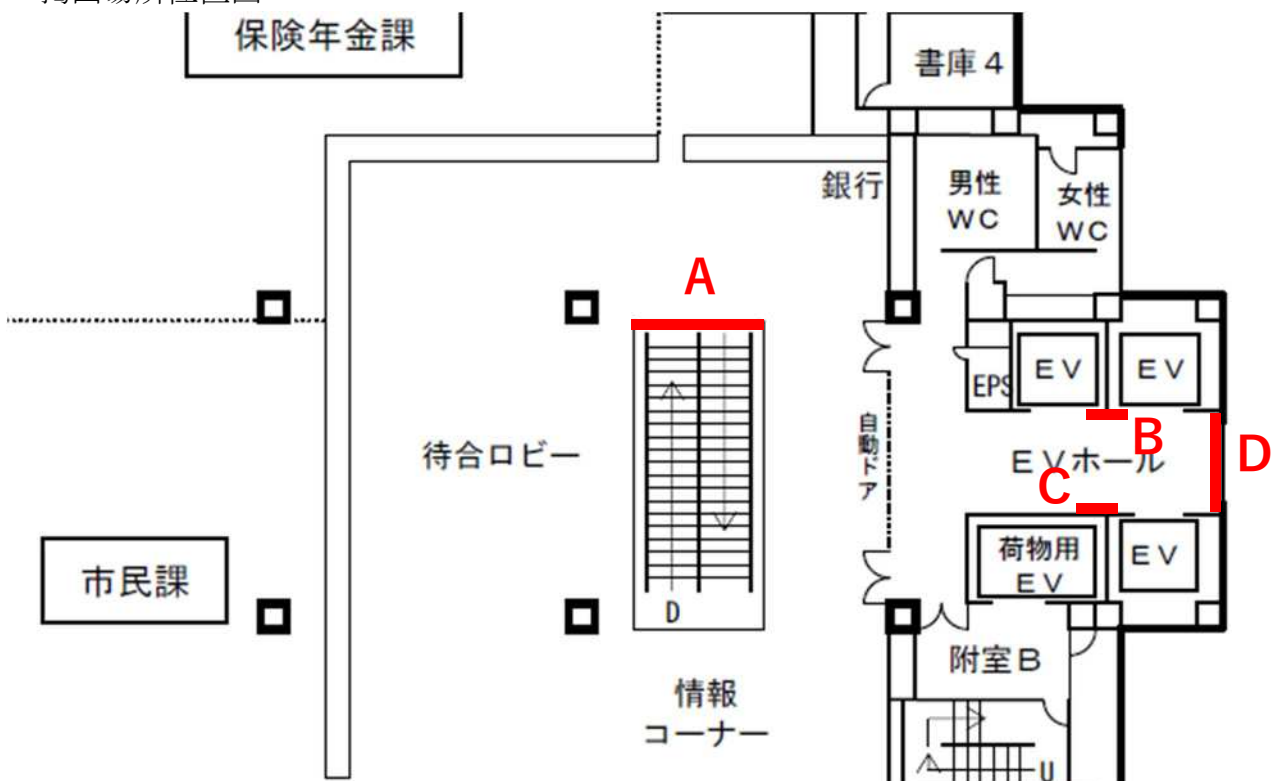
掲出場所	サイズ
A 2階エスカレーター転落防止柵（ガラス）	横 3,200mm×縦 1,000mm×奥行 30mm 以内
B 2階エレベーターホール①	横 1,200mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
C 2階エレベーターホール②	横 1,000mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
D 2階エレベーターホール③	横 2,900mm×縦 1,000mm×奥行 30mm 以内
E 4階エレベーターホール①	横 1,200mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
F 4階エレベーターホール②	横 1,000mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内
G 4階エレベーターホール③	横 900mm×縦 1,400mm×奥行 30mm 以内

※全ての掲出場所を使用する必要はありません。使用する掲出場所及び掲出面積については、落札後、契約締結時に確定していただきます。

※現地説明は行いません。掲出する広告が、来庁者の通行や通常業務に支障を及ぼさないか等、事前に申込者ご自身で現地確認をしてください。

<2階>

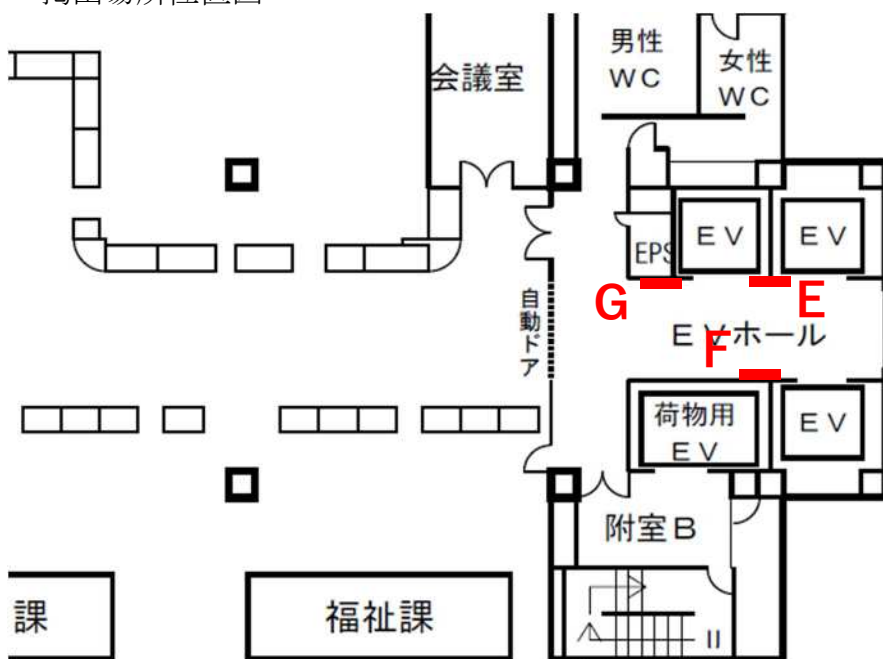
掲出場所位置図



掲出場所現況写真



<4階> 掲出場所位置図



掲出場所現況写真



3 掲出方法

- (1) 広告の掲出及び撤去の際には、壁面、ガラス面及び周辺器具の破損等ないように留意して行うこと。
- (2) 広告は、板状のものをマグネットで貼り付けるか、もしくは、シート状のものを直接貼り付けることとし、フレームなどの掲出設備は使用しないものとする。
- (3) 掲出する広告や貼付に使用する接着剤や粘着剤については、壁面及びガラス面に適した物を使用すること。
- (4) 掲出場所Aに掲出する広告については、裏面がガラスを通して来庁者から見えるため、受注者は広告裏面のデザインについて事前に発注者と協議すること。
- (5) 掲出場所B、C、E、F、Gに掲出する広告については、壁面端もしくはエレベーターボタン台座から100mm以上、庁舎フロア案内板から400mm以上離して掲出すること（下図参照）。

（参考）掲出位置イメージ



- (6) 広告については、落下防止等の安全措置を講ずるとともに、来庁者の通行や業務に支

障のないよう配慮するものとする。

(7) 撤去時は、広告掲出前の原状を回復するものとする。

(8) 上記(1)～(7)に定めるもののほか、掲出方法については、発注者の指示に従うものとする。

4 掲出期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(広告の掲出準備及び撤去に要する期間を含む。)

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、3年を限度（最大令和11年3月31日まで）に、1年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができる。

5 広告掲出の条件

(1) 広告物の制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用は、受注者の負担とする。また、メンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、受注者の負担と責任において処理するものとする。

(2) 掲出する全ての広告は、別に定める中区広告掲載要綱による中区広告審査会において適正と審査されたものに限り、掲出すること。

(3) 受注者の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出開始日の3週間前までに広告案を中区役所企画経理課へ提出し、中区広告審査会の審査を受けたのち修正・変更すること。

(4) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び使用料は返還しないものとする。

6 受注者の業務

(1) 広告掲出場所への広告物の設置、維持管理及び撤去並びに広告掲出場所の原状回復

(2) 掲出する広告主の募集

(3) 広告物の掲出及び広告物の内容に係る対応

(4) 使用料及び広告料の発注者への納付

7 事業計画の策定

受注者は、契約締結後速やかに、広告の仕様、使用料、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等、広告掲出に関する事項について発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書（様式は任意）を発注者に提出するものとする。

8 広告掲出に係る行政財産の目的外使用許可

(1) 受注者は、広告掲出について行政財産の目的外使用許可を受け、募集の際に提示する広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した使用料（月額900円/m²）を納付するものとする。

(2) 使用期間に1月末満の端数があるときは、これを1月として計算する。また、使用許可面積を前号に定める金額に乗じて得た額が100円に満たない場合にあっては100円とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

(3) 広告掲出に伴う諸設備の利用に必要な経費については、受注者の負担とする。

9 その他

- (1) その他の仕様については、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本仕様書に定めるもののほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、中区
広告掲載要綱及び別添の行政財産目的外使用許可条件、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 本仕様書に関しては、別添「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届
出義務」の適用があるものとする。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって

処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

- 2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法

(6) 審査機関

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第 6 条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）根拠のない表示や誤解を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

- エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適當であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

中区広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、名古屋市中区役所（以下「中区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成19年6月1日19財財第18号）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

（広告媒体の種類）

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か中区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 中区公有財産
- (2) その他広告媒体として活用できる資産で、その資産の所管課の長が別に定めるもの。

（広告の掲載基準）

第3条 名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

（広告の募集）

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

（広告の掲載の申込み）

第5条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とするもの（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、中区広告掲載申込書（様式第1号）により、申込みを行う。

（広告掲載の決定等）

第6条 所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告掲載の可否を決定する。

- 2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。
- 3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を通知（様式第2号又は様式第3号）するものとする。

(広告原稿の作成等)

第7条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

- 2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付等)

第8条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

- 2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載を行うものとする。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第3条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

- 2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

- 3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。
- 3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により1月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額 of 広告掲載料の合計額とする。
- 3 前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
 - 4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。
 - 5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

- 第14条 この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(中区広告審査会の設置)

- 第15条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。
- 2 広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
 - 5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
 - 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
 - 9 広告審査会の庶務は、中区役所区政部企画経理課が処理する。

(その他)

- 第16条 その他広告掲載につき必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

委員長	区政部長
委 員	保健福祉センター所長 保健福祉センター福祉部長 総務課長 企画経理課長 地域力推進課長 その他委員長の指名する職員

行政財産目的外使用許可条件

- 1 本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額■■■■■円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。
- 2 使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。
- 3 正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。
- 4 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。
- 5 使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。
- 6 使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- 7 次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。
 - (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき
 - (2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき
 - ① 政治的又は宗教的用途に供した場合
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合(ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。)
 - ③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合
 - ⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合
 - ⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
 - ⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
 - ⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき
- 8 既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 9 使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用

により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

- 10 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。
- 11 使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。
- 12 使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。
- 13 使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。
- 14 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
 - (2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき
- 15 使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。
- 16 本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

記載例

入札書の郵送外封筒

(表面)

4 6 0-8 4 4 7

切
手

名古屋市
名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業
入札書在中

名古屋市中区役所企画経理課 行

名古屋市中区栄四丁目1番8号

必ず朱書きしてください。

- ※書留又は簡易書留郵便により送付してください。
- ※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

記 載 例

入 札 書 を 封 入 す る 中 封 筒

(表面)

(入札者名※)	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 一郎
(住所又は所在地※)	名古屋市中区三の丸三丁目一番一号
(電話番号)	〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇〇
(入札件名)	名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業
(開札日)	令和六年十二月五日 開札

※代理人によって入札する場合は、代理人の入札者名及び住所又は所在地を併記すること。

※横書きによる記入でも構いません。

入札書

令和○年○月○日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 商号又は名称 名古屋株式会社
 役職名 代表取締役
 氏名 名古屋 一郎

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
金額		¥	○	○	○	○	○	○

ただし、広告料の月額

(契約希望金額の110分の100に相当する金額)

件 名

名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルおよび温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地
商号又は名称
役職名
氏 名

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	壺
金額								

ただし、広告料の月額

(契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額)

件 名

名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業

-
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆又はシャープペンシルおよび温度変化により筆跡が消える筆記具は使用できません。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
- 4 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委任状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年11月19日公告の名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業にかかる入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和○年○月○日

入札書の提出日以前の日
を記入してください。

	（所在地）	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
甲（委任者）	（商号又は名称）	名古屋株式会社
	（役職・氏名）	代表取締役 名古屋 一郎

上記委任の件、承諾しました。

	（所在地）	名古屋市中区栄四丁目1番8号
乙（受任者）	（商号又は名称）	名古屋株式会社 中支店
	（役職・氏名）	支店長 名古屋 次郎

（あて先）名古屋市長

委任状

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和6年11月19日公告の名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業にかかる入札後資格確認型一般競争入札に関する一切の権限。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 年 月 日

甲（委任者）
（所在地）
（商号又は名称）
（役職・氏名）

上記委任の件、承諾しました。

乙（受任者）（所在地）
（商号又は名称）
（役職・氏名）

(あて先) 名古屋市 長

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所在地

商号又は名称

(フリガナ)

役職・氏名

令和6年11月19日付けで公告のありました名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと、この名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

(1) <個人の場合>住民票の写し 1通

<法人の場合>法人登記簿謄本 1通

どちらも発行後3か月以内のもの

(2) <法人のみ>法人役員等に関する調書 1通

(3) 履行実績調書 1通

(4) 本店、支店、営業所等の所在地証明書 1通

(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形3号(12cm×23.5cm)封筒

連絡先

部 署

担 当 者

電話番号

記 載 例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	T・ <u>S</u> ・H・R 30・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>S</u> ・H・R 30・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ジロウ) 名古屋 次郎	T・ <u>S</u> ・H・R 33・5・10	男	名古屋市中区栄四丁目1番8号
監査役	(ナゴヤ サブロウ) 名古屋 三郎	T・ <u>S</u> ・H・R 38・1・27	男	名古屋市中区栄五丁目3番16号
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載する。

※ 法人の役員について記載すること。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		
	()	T・S・H・R ・ ・		

※ 法人の役員について記載すること。

履 行 実 績 調 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(落札候補者) 所在地
商号又は名称
役 職 名
氏 名

令和6年11月19日付けで公告のありました名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業にかかる競争入札参加資格 2(9)につきまして、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

あわせて、下記事項を証明できる書類（行政財産使用許可書、広告掲出事業契約書等の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
契約期間	
掲出面積	
概 要	

(作成上の注意)

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

本店、支店、営業所等の所在地証明書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(落札候補者) 所在地

商号又は名称

役職名

氏 名

令和6年11月19日付けで公告のありました名古屋市中区役所における壁面広告掲出事業に係る競争入札参加資格2(10)につきまして、下記のとおり名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有することを証明します。

記

本店・支店・ 営業所等の別	
名 称	
所 在 地	
連 絡 先	